

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター公告第2号

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター患者給食業務について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年9月5日

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
理事長 寺 野 彰

1 業務概要

(1) 業務名

香取おみがわ医療センター患者給食業務

(2) 業務内容

香取おみがわ医療センターにおける患者等の食事提供業務

(3) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 納入場所

香取市南原地新田438番地1 香取おみがわ医療センター

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(6) 提案上限金額

月額5,500,000円（税抜）

2 スケジュール

実施事項	日程
公募開始	令和7年 9月 5日（金）
質問書（様式1）の提出期限	令和7年 9月16日（火）
質問に対する回答 ※当センターホームページに掲載する。	令和7年 9月19日（金）
（様式）2～7及び業務提案書の提出期限	令和7年 9月26日（金）
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年10月 3日（金）
審査結果の通知予定	令和7年10月 9日（木）

3 参加資格

香取おみがわ医療センター患者給食業務公募型プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、優先交渉権者の選定までの間に要件を満たさなくなった場合は参加資格を失うものとする。

- (1) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター契約規程第4条第3項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に

基づく指名停止措置、又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中、又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 役員等（役員として登記、又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

4 申し込みについて

提案希望者は、必要な提案書類等を作成し、2に示す期限までに連絡担当課へ持参又は郵送により提出すること。

様式	書類内容	提出数量 ※「副」は「正」の写しとする
様式1	質問書	電子メール
様式2	参加表明書兼企画提案書	正：1部 副：7部
様式3	会社概要	正：1部 副：7部
様式4	同種業務履行実績書	正：1部 副：7部
様式5	業務管理責任者の経歴等	正：1部 副：7部
様式6	見積書	正：1部 副：7部
様式7	見積明細	正：1部 副：7部
任意様式	業務提案書	正：8部 CD-R（電子データ）：1枚

5 質問の受付及び回答について

質問のある提案希望者は、「【様式1】質問書」により、7に示す連絡担当課まで電子メールで提出し、必ず送信した旨を電話連絡すること。

また、電子メールの件名は「【提案質問】（提案者名）香取おみがわ医療センター患者給食業務」とすること。

なお、受付期間は令和7年9月16日（火）午後5時までとする。

6 選定結果について

選定結果については個別通知を行うが、総合評価の詳細については公開しない。な

お、優先交渉権者に決定した者を当医療センターのホームページで公開する。

7 連絡担当課

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター

事務部管理課経理班 担当：長谷川

〒289-0322

千葉県香取市南原地新田 4 3 8 番地 1

電話番号：0478-82-0307

電子メールアドレス：keiri@hospital.omigawa.chiba.jp